

月30日、日本テレビ労働組合は、

新しい賃金制度をめぐって今年3度目になるストライキを敢行した。

大企業のストライキがニュースになるのは最近では珍しいが、ストライキは、ボクらでもできるのか、どうやつたらできるのか？ NPO法人・労働相談センターの須田光熙氏に聞いてみた。

(監修/NPO法人 労働相談センター 須田光熙氏)	
同盟龍業	「罷業(ひぎょう)」とは、仕事をしないこと。法律上、ストライキを「同盟罷業」と呼ぶ。「同盟罷工」とも呼ばれる。「スト」と略されることもある
会社から妨害はないの？	労働組合法は労働活動の妨害などを禁じているが、違法を承知でやっている経営者もいる。その場合は、労働委員会に審査してもらおう。会社を処罰してくれるケースもある
労働組合の作り方	2人以上の労働者が合意すれば労働組合を結成できる。ただし、労働委員会から不当労働行為の救済命令を会社に対して行ってしまうには、法律の規定に則った資格が必要
団結が重要	スト中でもっとも重要なのが、仲間で団結すること。ストを無視して働くことは「スト破り」と呼ばれるタブー。次々に脱退者が出てくると、スト自体が成立しなくなる

労働組合法第1条によれば、「自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護する」とある。ストライキは、権利として認められているだけでなく、法律で擁護されているのだ

ビジネス 労組の存在は薄れる一方だけど

闘えば給料UPも勝ち取れる？ 正しいストライキの起こし方



ひとりで仕事をボイコットしても会社はまったく困らないので、ストとしての意味は持たないし、そもそも組合単位でなければ、それはサボタージュであってストではないのだ

イラスト: 谷田知彦

ストライキは、日本国憲法28条で国民に保障された「団体行動権」と呼ばれる権利のひとつであり、細かくは労働組合法で規定されています。理不尽な扱いを受けても、給料をもらっている会社と闘うのは大変なこと。そこで、労働者は長い時間をかけて、ストを盾に団結し労働条件を改善してきたのです。具体的な手順ですが、まず、会社に不満がある場合、労働組合を通じて交渉を行います。しかし、要求がねつけられ、組合としても会社の対応に納得できなければ、組合内で投票を行い、ストの是非をはかります。過半数の賛成でスト権が確立し、会社に事前通告をし、ストに突入します。スト中、何

クらでもできるのか、どうやつたらできるのか？ NPO法人・労働相談センターの須田光熙氏に聞いてみた。

「ストライキは、日本国憲法28条で国民に保証された『団体行動権』と呼ばれる権利のひとつであり、細かくは労働組合法で規定されています。理不尽な扱いを受けても、給料をもらっている会社と闘うのは大変なこと。そこで、労働者は長い時間をかけて、ストを盾に団結し労働条件を改善してきたのです。具体的な手順ですが、まず、会社に不満がある場合、労働組合を通じて交渉を行います。しかし、要求がねつけられ、組合としても会社の対応に納得できなければ、組合内で投票を行い、ストの是非をはかります。過半数の賛成でスト権が確立し、会社に事前通告をし、ストに突入します。スト中、何

BUSINESS

DVD

をやるかは規定はありませんが、遊びに行ったりしては不謹慎なので、抗議集会などをして、結束を固めるのが望ましいでしょう。でも、組合がない会社もありますが、そういう場合、ストをするのはムリってことですか？

「会社に労働組合を結成する仲間がない、という場合でも、個人で加入できる地域の労働組合などがあります。そうした組合に加入すれば、団体交渉権が発生し、ストを行なうことができます。ただ、ひとりでストを行なっても会社は困りません。ですから、まずは社外の労組に何人かで入って、支部を作り、ノウハウを学びつつ、組織率を上げてゆき、会社に対抗できるような組織になります。しかし、組合はねつけられ、組合としても会社の対応に納得できなければ、組合内で投票を行い、ストの是非をはかります。過半数の賛成でスト権が確立し、会社に事前通告をし、ストに突入します。スト中、何

をやるかは規定はありませんが、遊びに行ったりしては不謹慎なので、抗議集会などをして、結束を固めるのが望ましいでしょう。でも、組合がない会社もありますが、そういう場合、ストをするのはムリってことですか？

「会社に労働組合を結成する仲間がない、という場合でも、個人で加入できる地域の労働組合などがあります。そうした組合に加入すれば、団体交渉権が発生し、ストを行なうことができます。ただ、ひとりでストを行なっても会社は困りません。ですから、まずは社外の労組に何人かで入って、支部を作り、ノウハウを学びつつ、組織率を上げてゆき、会社に対抗できるような組織になります。しかし、組合はねつけられ、組合としても会社の対応に納得できなければ、組合内で投票を行い、ストの是非をはかります。過半数の賛成でスト権が確立し、会社に事前通告をし、ストに突入します。スト中、何

R25[アルニッシュゴ] 10/21 No.274